#### 社会福祉法人さつき福祉会定款細則

#### 第1章 総 則

(根拠)

- 第1条 この社会福祉法人さつき福祉会定款細則(以下「細則」という。)は、社会福祉法人さつき福祉会定款(以下「定款」とい
  - う。)第42条の規定により法人の運営及び業務執行についての細則を定めたものである。

(目的)

第2条 この細則は、法人の日常業務運営並びに法人の経営にかかる 障害者入所支援施設等の業務運営に関し、評議員会及び理事会にお ける決定事項並びに理事長、事務局長、施設長及び管理者等の職務 権限を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ること を目的とする。

(業務の決定と職務権限)

- 第3条 定款第10条の規定による評議員会の決定事項及び定款第25条の規定による理事会の決定事項については、別表1のとおりとする。
- 2 定款第25条第1項ただし書きに基づく理事長の職務権限(専決事項)事務局長、施設長、管理者及び事務長の職務権限(専決事項)については、別表2のとおりとする。
- 3 規程、規則等の制定改廃にかかる議決及び専決分掌については、 別表3のとおりとする。

#### 第2章 評議員会

(評議員会の開催及び招集)

- 第4条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に開催するほか、必要がある場合に開催する。
- 2 理事長は、評議員会を招集しようとするときは、理事会の決議によって次の 事項を定め、1週間前までに評議員に通知しなければならない。
- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項
- (3) 評議員会の議案の概要
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。その場合、理事長は、遅滞なく評

議員会を招集する。

- 4 第3項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て評議員会を招集することができる。
- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- (2)請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知 が発せられない場合
- 5 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第2項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(理事及び監事の出席)

第5条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること ができる。

(出席の有無)

第6条 評議員は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらか じめ理事長に届け出なければならない。

(議長)

第7条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から互選により選出する。

2 評議員会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(表決の方法)

第8条 評議員会における表決の方法は、挙手による。

2 議長は、異議がないと認めたときは、これを確認し、表決の手続をとらない で可決したものとして、その旨を宣言することができる。

(評議員提案権)

第9条 評議員は、理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。ただし、その請求は、評議員会の日の4週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

- 2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。
- 3 前2項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は 実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の 十分の一以上の賛成が得られなかった日から3年を経過していない場合は、この 限りではない。

(議長の議決権)

第10条 評議員会における単純多数決 (定款第13条第1項による過半数決定) 要件の議案については、議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。 2 前項の規定は、特別多数決(定款第13条第2項による3分の2以上で決定) 要件の議案についても適用する。

#### (理事等の説明義務)

- 第11条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。 ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
- (1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合(次に掲げる場合を除く。)
- (ア) 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合
  - (イ) 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- (2) 当該事項について説明をすることにより当法人その他の者(当該評議員を除く。) の権利を侵害することとなる場合
- (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正 当な理由がある場合

#### (議事録)

- 第12条 評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 通常の評議員会にかかる記載事項
- ① 開催の日時及び場所
- ② 出席した評議員、理事及び監事の氏名
- ③ 評議員総数 (定数)
- ④ 議長及び議事録署名人(2名)の氏名
- ⑤ 議事及びその経過の要領並びに結果
- ⑥ 決議を要する事項について、特別の利害関係を有する評議員があるとき の当 該評議員の氏名
- ⑦次の意見又は発言があったときは、その意見又は発言の内容
  - (イ) 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたと き
- (ロ) 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席し辞任した 旨及びその理由を述べたとき
- (ハ)監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について 調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき

- (二) 監事が、監事の報酬等についての意見を述べたとき
- ⑧ 議長及び議事録署名人の署名又は記名押印並びにその年月日
- (2) 定款第13条第4項の規定により、評議員会の決議の省略があった場合の 記載事項
- ① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした者の氏名
- ③ 評議員会の決議があったものとみなされた年月日
- ④ 議長及び議事録署名人の氏名
- 2 議事録は、評議員会の日から 10 年間事務所に備え置かなければならない。 (欠席評議員への報告)

第13条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に評議員会議事録を21日以内に送付するものとする。

### 第3章 理事会

(理事会の開催及び招集)

- 第14条 理事会は、定時評議員会開催日の少なくとも2週間前までに開催するほか、それ以外の評議員会開催日の1週間前及び必要がある場合に開催する。
- 2 理事長は、理事会を招集しようとするときは、理事会の日の原則として1週間前までに開催の日時、場所及び付議事項を理事及び監事に通知しなければならない。
- 3 理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 監事は、必要があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求を した監事は、理事会を招集することができる。

(出席の有無)

第15条 理事及び監事は、会議の招集の通知を受けたときは、その出欠の有無を あらかじめ理事長に届け出なければならない。

(議長)

- 第16条 理事会の議長は、その理事会に出席した理事の中から互選により選出する。
- 2 理事会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(表決の方法)

- 第17条 理事会における表決の方法は、挙手による。
- 2 議長は、異議がないと認めたときは、これを確認し、表決の手続をとらない

で可決したものとして、その旨を宣言することができる。

(議長の議決権)

第18条 理事会における議長の議決権は、可否同数のときにのみ行使する。

(理事による利益相反取引等の制限)

- 第19条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な 事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 理事が自己又は第三者のために当法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき
- (2) 理事が自己又は第三者のために当法人と取引をしようとするとき
- (3) 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、当法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき
- 2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
  - (1) 取引をする理由
  - (2) 取引の内容
  - (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項
- 3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第20条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実 を、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(議事録)

- 第21条 理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 通常の理事会にかかる記載事項
- ① 開催の日時及び場所
- ② 理事長以外の出席した理事の氏名
- ③ 理事総数 (定数)
- ④ 議長の氏名
- ⑤ 議事及びその経過の要領並びに結果
- ⑥ 決議を要する事項について、特別の利害関係を有する理事があるときの 当該 理事の氏名
- ⑦ 理事会の招集が次に掲げるいずれかに該当するときはその旨
- (イ) 理事の請求を受けて招集されたもの
- (ロ) 理事の請求があったにもかかわらず所定の期間内に招集されない ため、その請求をした理事が招集したもの

- (ハ) 監事の請求を受けて招集されたもの
- (二) 監事が招集したもの
- ⑧ 次の意見又は発言があったときは、その意見又は発言の内容
- (イ) 競業及び利益相反取引の制限にかかる取引についての報告
- (ロ) 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
- (ハ) 理事会で述べられた監事の意見
- (2) 定款第26条第3項の規定により、理事会の決議の省略があった場合の記載事項
- ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ②①の事項の提案をした者の氏名
- ③ 理事会の決議があったものとみなされた年月日
- ④ 出席した理事長及び監事の氏名
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 議事録は、理事会の日から 10 年間事務所に備え置かなければならない。 (欠席理事への報告)

第22条 理事長は、理事会に欠席した理事に理事会議事録を21日以内に送付するものとする。

### 第4章 監事

(監事の選任議案)

第23条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(理事会への出席義務)

第24条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(理事への報告義務)

第25条 監事は、以下の各号に該当する事実があると認めるときは、その旨を理 事会に報告しなければならない。

- (1) 理事が不正の行為をしたとき
- (2) 理事が不正の行為をするおそれがあると認めるとき
- (3) 法令・定款に違反する事実があるとき
- (4) 著しく不当な事実があるとき
- 2 監事は、前項各号に該当する事案がある場合には理事に対して理事会の招集 を請求できる。ただし、請求を行った日から5日以内に、その請求があった日か ら2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、請求をし

た監事は、理事会を招集することができる。

(評議員会への報告義務)

第26条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を 評議員会に報告しなければならない。

## 第5章 評議員及び役員の選任、欠員補充等

(評議員・役員選任)

第27条 評議員の任期満了に際して、新評議員の選任は評議員選任・解任委員会 においてこれを行うものとする。

- 2 前項にかかる選任方法は、別に定める「評議員選任・解任委員会運営細則」 による。
- 3 役員の任期満了に際して、新役員の選任は評議員会の決議によってこれを行うものとする。
- 4 評議員・役員の就任を受諾する者は、就任承諾書を理事長に提出するものとする。

(辞任届の提出)

第28条 評議員及び役員が任期前に辞任しようとするときは、理事長に辞任届を提出するものとする。

(評議員・役員の欠員補充)

第29条 前条により評議員・役員に欠員が生じた場合は、直ちに補充選任を行うものとする。

## 第6章 評議員及び役員の解任

(評議員・役員の解任)

- 第30条 評議員の解任は、評議員選任・解任委員会においてこれを決定する。
- 2 理事の解任は、評議員会において、議決に加わることができない評議員を除く過半数の出席者数の過半数の同意を要件とする。
- 3 監事の解任は、評議員会において、議決に加わることのできない評議員を除 く過半数の出席者数の3分の2以上の同意を要件とする。

### 第7章 その他

(顧 問)

- 第31条 定款第23条に定める顧問は、理事会に出席を求められたときは、必要に応じて助言を述べることができる。
- 2 顧問が任期前に辞任しようとするときは、理事長に辞任届を提出するものとする。

3 顧問の解任は、理事会の決議を経て行う。

(重要な職員)

第32条 定款第22条第2項に定める重要な職員とは、局長、局次長、事務長、 会計責任者、施設長及び管理者とし、理事会において選任及び解任を行う。 (秘密の保持)

第33条 法人の評議員・役員、評議員選任・解任委員会の委員、顧問又はこれらの職にあった者は、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏えいし、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改正)

第34条 本細則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

## 附則

この細則は、平成29年6月2日から施行する。

## 附則

(施行期日等)

この細則は、平成30年3月26日から施行する。

#### 附則

この細則は、令和元年6月21日から施行する。

# 別表1 (第3条第1項関係)

評議員会•理事会要議決事項一覧

議決事項・審議事項		評議員会要議決			四本人
		Ţ	2/ 上	3以	理事会要議決
予算、補正予算、事業計画 基本財産の処分					0
予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄					O 2/3
					以上
重要な財産の処分及び譲り受け、多額の借財	○基本	財			
	産の処	分			
決算(計算書類、事業報告、財産目録)	0				0
評議員会の日時、場所及び議案の決定					0
理事長の選定及び解職					0
理事及び監事の選任	0				
理事及び監事の解任	〇 理	事	$\bigcirc$	監事	
役員報酬等基準	0				
理事、監事の報酬等の決議	0				
施設長及び重要な役割を担う職員の選任及び解職					0
重要な組織の設置、変更及び廃止					0
定款の変更			$\bigcirc$		
解散の決議			$\bigcirc$		
合併の承認(吸収・新設)			$\bigcirc$		
残余財産の帰属	0				
理事等の責任の免除 (一部の免除)			$\bigcirc$		0
理事等の責任の免除(すべての免除)	総評議員の同意				
社会福祉充実計画の承認、変更	0				
社会福祉事業に係る許認可、寄附金の募集その他の所					
轄庁等の許可を受ける事項					
定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規					
則の制定及び変更					
その他、法人の業務に関する重要事項					0
注①過半数とは、出席者数の過半数のことであり、2/3以上の決議も同様である。書面					
による決議は認めない。					
注②評議員会決議事項中、「総評議員」とは、定款上の定数や評議員の出席者数では					

なく、現在員数のことである。

# 別表2 (第3条第2項関係)

# 専決事項一覧

# [一般・人事に関する事案]

	An will be			施設長	
	<b>~</b> ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	理事長	事務局長	管理者事務長	備考
	事案及分	専決事項	専決事項	専決事項	
1	法人業務の基本に関すること	0			
2	理事会及び評議員会の招集及び議案調整に関すること	0			
3	規程、規則等の制定・改廃に関すること	0			
4	予算の編成及び決算の調整に関すること	0			
5	予算の流用・予備費の支出	0			
6	設備資金の借入に係る契約で予算の範囲内のもの	0			
7	公示、公告に関すること	0			
8	寄付の募集事務及び受領に関すること	0			
9	訴訟に関すること	0			
10	債権の免除・効力の変更に関すること	0			
11	法人の組織及び権限に関すること	0	0	0	
12	職員の任免に関すること	0			施設長等を除く
13	職員の配置に関すること	0	0	0	
14	有期契約職員の採用に関すること	0			
15	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関すること	局 長	施設長等 以上	所属職員	
16	時間外勤務命令及び旅行命令に関すること	局 長	施設長以上 〇	所属職員	
17	職員の初任給に関すること	0			

18	職員の昇給・昇格基準に関すること	0			
19	職員の昇給・昇格決定に関すること	0			
20	休職、復職、退職、育児・介護休業に関すること	0			
21	職員の表彰、制裁、解雇に関すること	0			
22	職員の人事記録及び身分証明書に関すること		0		
23	職員の諸手当に関すること		0		
24	職員健康診断の実施に関すること			0	
25	被服貸与等に関すること		0		
26	利用者の入所基準の策定に関すること	0			
27	入所利用者の決定に関すること			$\circ$	
28	利用者の日常の処遇に関すること			0	
29	利用者の預り金等の日常の管理に関すること			0	
30	薬品、給食材料の処分に関すること			0	
31	自動車の運行管理に関すること			0	
32	官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出に関すること	0			
33	職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること		0		
34	職員の研修に関すること		施設長等以上 〇	0	
35	諸証明に関すること			0	
36	金融機関を指定すること	0			
		T / 4007 3 3 3 3	2 - 2 HA 3		

<sup>※</sup> ①専決事項であっても、法人運営に重大な影響があるものを除く。

②No. 28, 29 は、サービス管理責任者の専決事項とする。

# 〔法人収入に関する事案〕

	役職名 区 分	理事長	事務局長	施 理 者 事 務 長	備考
	事案	専決事項	専決事項	専決事項	
1	介護報酬・支援費・運営費等の収入に関すること		0		
2	過誤納金の充当又は還付に関すること			0	
3	繰越金及び繰入金の収入に関すること	0			
4	受贈の承認・領収に関すること	10 万円以上	10 万円未満		
5	その他の収入に関すること			0	

# 〔法人支出に関する事案〕

	役職名	理事長	事務局長	施 設 長管 理 者事務長	備考
	事案区分	専決事項	専決事項	専決事項	
1	固定資産の購入及び売却又は廃棄に関すること	0			
2	請負契約又は委託契約に関すること	1,000万円以下	30 万円未満		
3	報酬、給与、旅費、賃金、日用品等定期的支出に関すること			0	
4	日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の日々の購入			0	
5	緊急を要する物品の購入(災害・故障、保守管理に限定)	1,000万円以下	30 万円未満		

# (備考)

- 1 理事会の議決に付すべき契約額は1,000万円を超えるものとする。
- 2 事務手続きは、養父市の例によるものとする。なお、国・県助成事業におい
- て、県から入札・契約事務について指示がある場合は県の指示に基づき執行する。

# 別表3 (第3条第3項関係)

# 規程・規則の議決分掌表

規定・規則等の名称	理事会の議決	評議員会の議決	理事長専決
定款細則	0		
経理規程	0		
評議員選任・解任委員会運営細			
則	0		
評議員選任・解任委員会委員の			
報酬等に関する支給基準			
役員・評議員の報酬等に関する		0	
規程			
給与規程	0		
就業規則(正規、有期)	0		
法人組織規程	0		
人事考課規定			0
育児・介護休業規則	0		
職員の兼業等事務取扱規程			$\circ$
旅費規程	0		
文書管理規程			$\circ$
文書保存規程			$\circ$
公印取扱規程			0
被服貸与規程			0
施設所有自動車管理規程			0
苦情対応規程	0		
情報公開・開示規程	0		
個人情報保護規程	0		
危機管理対応委員会規程	0		
利用者の権利擁護関連規程	0		
施設、事業所運営規程	0		
利用者預り金等管理規程	0		
消防計画、応援協定	0		
セクハラ防止規程			0
セクハラ苦情処理委員会規程			0

懲戒委員会規程	0	
安全衛生管理規程	0	
在籍出向規程	0	
宿直に関する規程		0
通勤車輌規程		0
消防計画、応援協定	0	
ホームページ運営規程		0
資金運用規程	0	
監事監査規程	0	
短時間雇用管理者選任規程		0
評議員選任規程	0	
理事、監事選任規程	0	
その他重要な規程・規則	0	